

議案第 2 1 号

羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例

羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和
3 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては
「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（遺族の範囲） 第 5 条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。 （１）～（３） （略） 2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の<u>順序とする。この場合において、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、<u>実父母</u>を後にする。</u> 3 （略） （遺族からの排除） 第 5 条の 2 次に掲げる<u>者は</u>、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。 （１）・（２） （略）	（遺族の範囲） 第 5 条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、<u>次の各号に</u>掲げる者とする。 （１）～（３） （略） 2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の<u>順位により</u>、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者<u>のうちにあつては</u>、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし<u>実父母</u>を後にする。 3 （略） （遺族からの排除） 第 5 条の 2 次に掲げる<u>ものは</u>、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。 （１）・（２） （略）

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階 級	勤 務 年 数						
	5 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 1 5 年 未 満	1 5 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上 3 0 年 未 満	3 0 年 以 上 3 5 年 未 満	3 5 年 以 上
団 長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副 団 長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分 団 長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副 分 団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部 長 及 び 班 長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団 員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明